

# 製品の安全性対策を強化 (EU)

ブリュッセル・センター

EUは2000年11月16日、製品の安全性に関する理事会指令（92年）の改正について、理事会での合意に達した。本改正は、市場に流通するすべての製品についての安全性を確保するため、透明性、管理体制の強化を図るとともに、欠陥製品判明時の回収と同製品の第三国への流出防止などを目的とするものである。本レポートでは、同改正の概要について報告する。

## 1．製品の安全性に関する92年指令を改正へ

理事会は2000年11月30日、消費者保護の観点から製品の安全性に関する指令（92年6月29日付け、92/59/EEC）の改正について合意した。この政治的決着について、欧州委員会のバーン消費者保護担当委員は、改正指令により手続きの簡素化ならびにリスク管理についての向上がなされるとしている。

今後は基本的に「安全な製品」のみ流通が可能とし、透明性、管理体制の強化、欠陥製品の市場からの排除など、一連の規則の強化が図られることになる。また、理事会と同様に本件は欧州議会の審議案件で、既に11月15日に欧州議会の環境、公衆衛生、消費者政策委員会の第1読会を経ており、今後第2読会の審議を経ることになる。なお、本改正指令は2003年1月1日から92年指令に置き換えられるとし、加盟各国での国内法制化は2002年

12月31日までにを行うこととしている。

対象範囲については、今後は消費にかかわるすべての製品とし、かつては企業向けのみとしていた製品でも、現在一般消費市場への参入実績があるものもその対象となる。また、サービス産業の進展によりサービス分野の取り扱いについても急務とし、サービスを受けている時に消費者が使用する製品についてもその対象とした。

## 2．企業側の積極的姿勢を促す

管理体制の強化については、加盟各国当局の権限強化を前提とし、罰則規定も国内法に照らし合わせ、強化の方向が打ち出されている。消費者団体は、安全性が確保されていない製品につき繰り返し注意喚起ができるものとし、製造側は同指令を順守する企業との間で競争力の面で差が付くとの認識から、同改正指令に積極的に関与していくものとEUではみている。

### 3. 欠陥製品の排除システムを構築

域内において、製品に欠陥が判明した場合の即時警報システム（RAPAX）を欧州委に設置する。これは、EUおよび域外の国々との連携も視野に入れている。

また、いくつかの類似製品の市場への出荷禁止、販売に供されている同製品の排除（回収）リコールに関する手続きの簡素化を促進する。欧州委による緊急措置が必要とされるような重大な欠陥がそれらの製品で判明した場合、現行3ヵ月間の販売停止期間を最長1年間に拡大することも盛り込まれている。なお特定の一製品もしくは同製品のロットのみで欠陥が判明した場合は、同緊急措置の期限を無期限としている。また同様の製品の第三

国への輸出は、当然のことながら禁止される。

### 4. 製造業者に欠陥製品の情報通知を義務付け

今回の改正で、製造業および流通業者は欠陥製品に関する情報を関係当局へ通知する義務が課せられている。関係当局との協力の下、欠陥製品の見極めおよび回収を実施しなければならない。現行指令では、製造者および流通業者は関係当局への通知義務はなく、しばしば関係当局がその欠陥製品の事実を知らないケースがあるとし、むしろ第三国の当局よりEU製品の欠陥の事実を知らされることがあった。同事態を重くみたEUは、今回の改正に及んだという経緯がある。

（掘口 英男）

（参考資料）

#### 製品全般の安全性に関する欧州議会・理事会指令案（仮訳）

欧州議会並びに欧州連合理事会は、欧州共同体設立条約、とりわけその第95条に鑑み、また経済社会委員会の見解に鑑み、以下に記述する通り、本指令案を採択する：

- （1）製品全般の安全性に関する1992年6月29日付けの理事会指令（92/59/EEC）の第16条は、同指令施行のために定められた日から4年後に、欧州委員会がそれまで積み重ねた経験に基づいて作成した報告書並びにその他関連の提案をもとに、同指令を修正すべきか否かを理事会が決定するものとしている。同指令には、幾つかの修正条項を導入する必要があるところ、製品の安全性に関するこれまでの経験や新たな進歩に照らし合わせ、これをさらに充実強化するため、またその中の規定事項のうち幾つかをより明確なものとするため、指令92/59/EECを修正すべきものとする。

- （2）物、人、サービス並びに資本の自由な移動が保証される内部国境のない空間を形成する域内市場の機能を改善するための方策を採択するのは重要なことである。

- （3）とりわけ、安全な製品のみを市場に出すという普遍的な義務を業者に課す、製品の安全性に関する加盟国の水平的法規は、欧州共同体レベルの規定が存在していない状況では、個人が享受できる保護のレベルに相違を生じさせかねない。かかる相違や、一部の加盟国における水平法規の欠如は、域内での貿易に障害を生み出したり、競争原理歪曲の原因となりかねない。

- （4）欧州共同体は、ハイレベルの消費者保護を確保するため、消費者の健康や安全の保護に貢献しなければならない。製品全般の安全性に関する一般的義務、生産者並びに流通業者に関する一般的義務、製品の安全性に関する欧州共同体規定の適用の監視、迅速な情報交換や特定のケースでの欧州共

団体レベルでの行動を規定する欧州共同体の水平的法規は、この目的達成に寄与しなければならない。

- (5) 現存の製品、並びに今後開発され得る製品全てをカバーする欧州共同体法規の採択は、非常に困難である。必要とされるのはむしろ製品を対象とし、水平的な性格の広義の法的枠組みである。そのような枠組みは、現存の、あるいはまた将来制定される特定の法規を補足して、そこから逸脱している部分をカバーするためのものであり、また、欧州共同体条約の第95条が要求しているところの、人々の安全と健康のハイレベルな保護を確保することを目指したものである。
- (6) 従って、市場に出回る全製品を対象とした安全の一般的な規定を、欧州共同体レベルで制定することが必要となる。これは、市場に出されたり、あるいはそれ以外の方法で消費者に提供されたり、入手出来るようになっている物で、消費者による使用を目的としたもの、あるいはそうでなくとも、常識的に予想し得る状況のもとで消費者が使用すると思われるものを含んでいる。上記のいずれの場合も、問題となる製品は、回避されなければならないリスクをはらんでいて消費者の健康や安全を脅かす可能性を持つものである。ただし一部の中古品は、その特質に鑑み、本規定から除外するものとする。
- (7) 本指令の規定は、通信販売や電子商取引での販売などを含め、その販売上のテクニクと関わりなく、適用されなければならない。
- (8) 製品の安全性を査定する際、その製品がもたらし得るリスクに対してとりわけ抵

抗力のない消費者グループ、ことに老人や子供を考慮に入れなければならない。

- (9) 生産・製造設備、資本財、あるいは商取引やビジネスの中で用いられるその他の物資も、もしそれが消費者に対するサービス提供のために使用されるのであれば、消費者の健康や安全性に関わる面に限り、本指令の対象とされなければならない。本指令の目的を達成するためには、かかる物資が通常の、あるいは常識的に予想され得る状況のもとでサービス提供者によって使用された時に、それが消費者の安全にリスクをもたらすことがないように、その物資の製造業者が万全を期す必要がある。
- (10) 専門家による使用のみを考慮してデザインされた製品であっても、それが時を経て消費者市場に出回るようになるものは、それが常識的に予想され得る状況のもとで消費者により使用されて、その健康や安全にリスクをもたらす可能性がある以上、本指令の規定の対象とされなければならない。
- (11) ある製品に関し、それをカバーする欧州共同体法規の枠組みの中に、その製品に該当する、より詳細な安全規定がない場合、消費者の健康と安全確保のため、当該製品には本指令の全規定が適用されるものとする。
- (12) 問題となる製品に関し、欧州共同体法規が、安全性に関する特定の側面や、リスクの特定の範疇に属するもののみをカバーする安全規定を定めているのであれば、データ集積、リスクの特定、評価などを含む安全規定に関し、業者の遵守すべき項目は、上記の特定の法規の条文によって決定されなければならない。一方、本指令の対象となる一般的な安全義務は、上記の法律で規定されている局面以外に適用される。

- (13) 一部の製品に適用される安全規定を定める、殊に新しいアプローチに基づいて採択された、完全にハーモナイゼーションの行なわれたタイプの特定の欧州共同体規則が存在する場合、製品が満たさなければならない安全規定に関し、業者に対し上記の規則を上回る義務を課してはならない。従って、このような場合には、本指令の安全の一般的義務は適用されないものとする。
- (14) 本指令の規定のうち、生産者や流通業者に対する上記以外の遵守事項、加盟国の義務並びに権限、情報の交換、緊急介入に関する規定、職業上の秘密に関する規定は、欧州共同体の特定の規則でカバーされている製品に対しても適用される。
- (15) 本指令が規定する製品の一般的な安全の効果的かつ首尾一貫した適用を助けるためには、特定の製品やリスクをカバーする自主的な欧州標準の制定が重要となる。欧州標準はそれぞれの国の国内標準に置き換えられ、この国内標準を満たす製品は、本指令の一般安全要求事項をも満たすものとみなされる。
- (16) 本指令の目的達成のため、欧州委員会が専門委員会の助けを受けて欧州標準化機関にその権限を委譲し、これによって同機関が欧州標準を制定するものとする。同標準の制定は、標準に適った製品が一般安全要求事項をも間違いなく満たすような形で行われなければならない。欧州委員会の権限委譲はこの目的を明示すべきものとする。
- (17) 特定の製品に関し、それをカバーする規制が存在せず、また欧州委員会による権限委譲のもとで制定された欧州標準が入手不可能であるかあるいは適用できるような形になっていない場合、当該製品の安全性は、上記以外の欧州標準に置き換わる国内標準、または欧州委員会の勧告、あるいはそれも存在しない場合には、国内標準、慣例、製品開発状況、並びに消費者が常識的に期待し得る安全性などで査定されるものとする。
- (18) 特定の状況の下では、業者によるアクションなしでは消費者に対するリスクを防ぐことが出来ない。従って、一般安全要求事項を補足する形で、業者に対する遵守義務事項をこの他にも設けることが適切である。
- (19) 生産者に対して課される追加遵守義務事項は、製品の特性に応じた対処措置をとる義務を含むべきものとする。その処置とは、すなわち、特定の製品がもたらし得るリスクを業者が認識出来るようにする措置であり、その情報が業者から消費者に伝えられ、消費者がリスク査定やリスク回避を行うことが可能となるようにする措置であり、また既に流通ルートにのっている危険な製品に関して、消費者にそのリスクを警告し、かかる製品を市場から引き上げ、必要な場合には最後の手段としてその製品を回収することも可能とするような措置である。
- (20) 流通業者は、その製品に対して課されている安全要求事項が確実に遵守されるよう協力しなければならない。生産者と流通業者は双方とも、既に市場に出回っている特定の製品が危険であると結論した場合には、そのリスク防止行動や関係当局への通報などを通じて、関係当局に協力しなければならない。かかる場合の情報提供が容易に、また効果的に実践出来るよう、またそれが業者や関係当局に過度の負担をもたらすことがないように、本指令でその必要事項を規定すべきものとする。

- (21) 生産者や流通業者に課される遵守義務事項が間違いなく効果的に適用されるよう加盟国は、製品安全のモニタリングに責任を持ち、適切な対処措置をとる権限を持つ担当当局を設置または任命しなければならない。また各種のかかる担当当局間の適切なコーディネーションを確保しなければならない。なお、ここで言う権限は、適度で効果的な諫止的罰則を課する権限をも含める。
- (22) ここで言う適切な対処措置とは、既に市場に出回っている危険な製品の市場からの引き上げや輸出の禁止、また最終的手段として消費者からの回収などを、加盟国が緊急かつ効果的に手配したり、命令したりする権限を含むものでなければならない。このような権限は、消費者へのリスク回避を目的として生産者や流通業者に課された義務が、その目的を果たせなかった時に適用されるべきものである。それがいかなるものであれ、その時に必要とされる対処措置を迅速に決定したり適用したり出来るよう、必要とあらば、そのための権限と手続きとが関係当局の手に用意されていなければならない。
- (23) 消費者の安全は、欧州共同体の製品安全要求事項が積極的に施行されるか否かに大きくかわるものである。よって加盟国は、市場監視の効果的な実施やその他施行に必要な活動を確保するためのシステムチックなアプローチを用意し、かつそのアプローチが関係者や一般市民に広く門戸を開いているようにしなければならない。
- (24) 本指令の目的である危険防止を確実に実施するためには、加盟国の施行関係当局間の共同作業が必要とされる。そのためには、加盟国施行関係当局間の欧州製品安全ネットワークを構築し、それを通じて実務担当者レベルでの共同作業が容易に実行出来るような体制を作り上げることが望ましい。共同作業には、市場監視、並びにそれ以外の、とりわけリスク査定や製品テスト、専門家の交流や科学知識の交換、合同監視プロジェクトの実施、そして危険製品の追跡、市場からの引き上げなどの施行活動が含まれる。このようなネットワークは、特定の製品やそれに伴うリスクを担当する関係当局をも含めたものでなければならない。
- (25) 本指令の適用可能性に関する規定に従い、監視機関間の協力に関する規則は、産業部門別、特に医薬品部門の欧州共同体法規の枠内で定められた特別な協力手続きを害することなく適用されなければならない。加盟国の監視当局は、欧州共同体の特定法規がカバーする製品部門において、それぞれの関係当局と共同作業を行っているが、欧州製品安全ネットワークも、かかる関連当局と協力関係を結ばなければならない。かかる協力関係の支援を得て、行政機関間のデータ交換システムを利用することも、時によっては望ましい。
- (26) 消費者の健康並びに安全に関して一貫したハイレベルでの保護を確保し、かつ域内市場の統一を保持するためには、ある製品の上市を制限したり、あるいはその市場からの引き上げや回収を要求するような措置がとられる場合、欧州委員会に通知することが必須である。このような措置は、欧州共同体設立条約の規定、とりわけその第28条、第29条および第30条を満たす場合にのみとることが出来るものとする。
- (27) 製品の安全監視を効果的に実施するためには、製品に深刻なリスクが生じ緊急な介入が必要とされる場合に役立つような、加盟国レベル並びに欧州共同体レベルでの迅速

な情報交換システムが必要となる。かかるシステム運営のための詳細な手続きを本指令で規定し、専門委員会の助けを得てそれを採択する権限を、欧州委員会に委譲することも適切なこととする。

- (28) 加盟国の領域内にある危険な製品に対しては、基本的に加盟国が、欧州共同体設立条約の規定、とりわけ第28条と第30条に従って適切な処置をとる。
- (29) しかし、加盟国間で特定の製品のもたらすリスクへの対処方法が異なる場合には、それが消費者保護の面で受け入れ難い差異をもたらしたり、欧州共同体内の商取引に障害を生じさせることもあり得る。
- (30) ごく近い将来、欧州共同体全体あるいはその広範囲に影響を及ぼすような、あるいは及ぼしかねないような深刻な製品の安全問題が生じ、迅速な介入が必要な事態に直面せざるを得ないようなことも起こり得る。このような場合には、問題の製品あるいは関連製品の範疇を対象とした欧州共同体法規の特定規則が規定する手続きのもとでは、その製品のもたらす安全面での問題の性格を考慮して、その問題の緊急性に呼応した形で効果的に対処することは不可能である。
- (31) 従って、このような場合には、最後の手段として、欧州共同体全体に適用できる方策の採択を可能とする適切なメカニズムを持つことが必要である。かかる方策は、加盟国に対する決定事項としての形をとり、深刻なリスクのある製品によって生じた状況に対処するための方策で、かかる状況のもとでの迅速な介入の要求、並びにそれに続く輸出禁止の方策などである。またこのような方策は、業者に対して直接に適用される種類のものではなく、各国の国内法規

への導入が必要である。このような手続きのもとで適用される方策は、それが個々に指定された製品やロットに適用される以外は、あくまでも暫定的な措置であり、欧州委員会の手になねられるべきものである。欧州委員会は、本件に関し、加盟国の代表から成る専門委員会の助けを受けるものとする。

- (32) このような、本指令実施のために必要とされる緊急介入措置は、欧州委員会に委譲された権限の行使に関する手続きを規定した1999年6月28日付けの理事会決定1999/468/ECの第2条の意味での一般的スコープに係る措置であるところ、同決定第5条に規定される法的手続きを用いて採択されなければならない。
- (33) 理事会決定1999/468/ECの第2条に従って、本指令実施に必要なその他の措置は、同決定の第3条に規定される諮問手続きを用いて採択されなければならない。製品の安全に関する諮問委員会は従って、規制委員会の権限を害することなく創設される。さらに市場の監視活動を担当する加盟国の行政機関の専門家は、その適用に係る様々な側面を検討することも必要となろう。
- (34) 関係当局で入手する製品の安全性に係る情報には、一般からのアクセスが確保されなければならない。しかしながら、欧州共同体設立条約の第287条が言及する職業上の秘密は、市場監視活動や保護措置の効果を確認するための必要性の度合いにみあった形で、保護されなければならない。
- (35) 本指令は、欠陥製品に対する賠償責任に関する加盟国の法規、規則並びに行政規定の接近に関する1985年7月25日付けの理事会指令85/374/EECの意味で、被害者

の権利に影響を与えるものではない。

(36) 加盟国は、関係当局が特定の製品の制限や市場からの引き上げ、あるいは回収などの措置をとった場合、担当の司法機関にこのような措置に対する適切な不服申し立ての方法を規定する必要がある。

(37) 加えて、人の安全と健康に対するリスク防止の観点から、輸入品に対して適用される措置は、欧州共同体の国際的な義務に従って実施されなければならない。

(38) 欧州委員会は、本指令の適用状況並びにその成果を、定期的に調査し、その報告書を欧州議会並びに理事会に提出しなければならない。本指令の適用状況には、とりわけ、市場監視システムの機能、迅速な情報交換、欧州共同体レベル方策などに関するものが含まれる。同調査実施の際には、欧州共同体での製品安全に関するその他の関連問題の調査もあわせて行うものとする。

(39) 本指令は、理事会指令92/59/EECの国内法への導入並びに実施期限に関する加盟国義務にいかなる影響を与えてもならない。

## 第I章

### 目的・適用範囲・定義

#### 第1条

1. 本指令の目的は、第2条a)項に言及されている製品が安全であることを保障することにある。

2. 本指令は、特定の製品に関し、その安全性を規定する特別の規則が欧州共同体法規に存在しない場合にのみ適用される。

とりわけ、製品が、欧州共同体法規により課される安全規定によりカバーされている場合、

- ・本指令の第2条、第3条および第4条は、特定の法規により規定されているリスクやリスクの範疇に関しては、これらの製品に適用されない。
- ・本指令のその他の条項は、上記の条項がカバーする観点を規定する法規に特別な規定が存在しない場合に適用されるものとする。

#### 第2条

本指令の目的に従い、

a)「製品」とは、消費者による使用を目的とする全ての製品、あるいは消費者による使用を目的としてはいなくとも、常識的に予想される状況の下で消費者に使用されると思われる製品で、代価のあるなしに関わらず、また新品としてか中古品としてか、あるいは修理改修された品としてかにかかわらず、商業活動を通じて消費者に提供、あるいは入手可能な状態に置かれるものを指す。

消費者に対するサービス提供機器として使用されるものも、それが常識的に予想し得る状況で使用された場合の安全性という側面に限っては、この定義の中に含むものとする。

アンティークとして販売される中古品や、修理改修の後に使用されることとなっている製品は、その製品がそのような性格のものであることがサプライヤーによって明確にされているのであれば、この定義には含まないものとする。

b)「安全な製品」とは、その耐用年数をも含めて、通常の状態、あるいは常識的に予想し得る状態で使用した場合、何のリスクも生じないか、あるいはリスクが生じたとしても最低限度のもので、許容範囲内にあり、かつ、とりわけ下記i)～iv)の点を考慮に入れても、人の安全や健康のハイレベルな保護という観点に適っている製品を指す：

- i) その製品の構成物質、梱包、組み立てやメンテナンスの方法を含めた製品の特質
  - ii) それが他の製品とともに使用されることが常識的に予想される場合には、その製品が他の製品に及ぼす影響
  - iii) その製品のプレゼンテーション、ラベル表示、その使用や廃棄に関するすべての指示、またその他、生産者や流通業者が提供するすべての表示や情報
  - iv) その製品を使用することによりリスクにさらされかねない消費者グループ、とりわけ老人や子供
  - v) その製品の設置やメンテナンスなど、製品の販売と直結しているサービスで、製造業者によって提供されるもの
- その製品の安全性をより高めることが可能であるとしても、あるいはその製品よりもリスクの少ない製品が入手可能であるとしても、これを、その製品が「安全ではない」あるいは「危険である」とする根拠としない。
- c) 「危険な製品」とは、上記b)にある「安全な製品」の定義に合わない製品を指す。
  - d) 「生産者」とは、下記のi)～iii)に該当する者を指す。
    - i) 共同体域内において製品を生産している者、あるいはその名前、商標、またはその他の明瞭なマークを製品に添付することによってその製品の生産者を名乗っている者、あるいはその製品を修理改修している者。
    - ii) 生産者が共同体域内に登録されていない場合には、その生産者を代表する者、あるいは共同体に代表者が登録されていない場合には、その製品を輸入している者。
    - iii) 上記以外で製品の供給チェーンに業務上の関わりを持つ者で、市場に出回る製品の安全性に影響を及ぼすような業務活動を行っている者。
  - e) 「流通業者」とは、製品の供給チェーンに業務上の関わりを持つ者で、市場に出回

る製品の安全性に影響を及ぼすような業務活動を行っていない者すべてを指す。

- f) 「回収」とは、既に生産者や流通業者から消費者の手に渡されている、あるいは消費者が入手可能な状態になっている危険な製品を、代価返却、交換、あるいは修理のために取り戻すことを目的としたあらゆる措置を指す。

## 第II章

### 一般安全義務、適合性評価基準、並びに欧州標準

#### 第3条

1. 生産者は、安全な製品のみを流通させる義務を負うものとする。
2. 特定の製品の安全性に関する欧州共同体法規が存在しない場合、その製品が合法的に生産販売されている加盟国の国内法で定める特定の規則に適っている限りは、安全であるとみなされる。ここで言う特定の規則とは、欧州共同体設立条約、とりわけその第28条および第30条を満たすよう制定された規則で、製品が市場に出されるために満たさねばならない健康上並びに安全上の義務を規定するものである。その製品は、国内法規でカバーされている点に限っては、安全であると判断される。
 

自主的な国内標準を満たしている製品は、その標準がカバーしている点に関しては、本指令の一般安全義務を満たしていると想定されるものとする。自主的な国内標準とは、欧州委員会が第4条の規定に従い、欧州共同体官報にそのレファレンスを記載するところの欧州標準を置き換えたものを指す。加盟国は、かかる国内標準のレファレンスを公表するものとする。
3. 特定の規則や、上記2項で述べた欧州標準を置き換えた国内標準が存在しない場合、またはそのような標準が適用できる状態にはない場合には、その製品が一般安全義務

を満たしているか否かは、上記の欧州標準以外の、関連製品の欧州標準と同じ効果をもつ自主的な国内標準が存在する場合にはその標準に、あるいは製品の安全性評価のガイドラインとなる欧州委員会勧告に従って、評価されるものとする。このいずれも存在しない場合には、その製品の生産や販売が合法的に行われている加盟国が定めた標準、健康や安全に係る関連部門でのグッド・プラクティス、製品開発や技術、並びに消費者が常識的に期待し得る安全性などに従って評価されるものとする。

4. ある製品が上記2項並びに3項で言及している標準に適合しているにもかかわらず、それが消費者の健康や安全に害があると証明され、加盟国が適切な措置をとってその製品の制限や市場からの引き上げを要求する場合、標準に適合しているとの理由からこれが妨げられることはない。

#### 第4条

1. 本指令の目的達成のために、欧州委員会は欧州標準化機関にその権限を委譲し、欧州標準のレファレンスを欧州共同体官報に掲載するものとする。このようにして制定された欧州標準が、本指令の一般安全要求事項を満たすのに必ずしも充分ではないと立証される場合には、欧州委員会は4項の規定に従って、その公式発表の一部または全部を取り消すものとする。

上記の権限委譲は、欧州議会・理事会指令98/34/ECに従って行われるものとする。欧州委員会は、本指令の第14条1)で言及する製品安全規制専門委員会とのコーディネーションを確保するものとする。

かかる権限委譲は、標準に適った製品が本指令の一般安全義務をも満たすという目的を必ず明示するものとする。

2. 上記1項で言及している標準は、欧州委員会と欧州標準化機関との協力に関する一

般ガイドラインの原則に沿った形で、欧州標準化機関により採択されるものとする。

3. 欧州委員会は、欧州議会・理事会指令98/34/ECの第5条に従って設置される専門委員会と協議の後、本指令のカバーする製品に関連した欧州標準のうち、本指令発効以前に欧州標準化機関により採択されたものを、欧州共同体官報に公表するよう決定することが出来る。
4. 加盟国あるいは欧州委員会が、第3条2項で言及する欧州標準は本指令の一般安全義務を満たすに不十分であると考えられる場合には、欧州委員会あるいはその加盟国は、指令98/34/ECにより設置された専門委員会に、その旨を理由とともに問題提起するものとする。欧州委員会は、専門委員会の見解を受け取った後、本指令第3条2項で言及している標準のレファレンス公表から、問題の標準あるいはその一部を撤回するか否かを加盟国に通告するものとする。

#### 第III章

生産者により遵守されるべきその他の事項、並びに流通業者の遵守事項

#### 第5条

1. 製品に付随するリスクが一目瞭然ではなく、そのリスクに対し十分な警告が必要な場合には、消費者がその製品の通常の、あるいは常識的に予想し得る使用期間中に発生し得るリスクを評価し、そのリスクに対し予防措置をとることが出来るよう、生産者はその業務活動の範囲内で、関連情報を消費者に提供するものとする。

しかしながら、警告に関する規定は、本指令に規定するその他の要求事項遵守義務を免除するものではない。

生産者は、同様にその各々の活動の範囲内で、供給する製品の性質に見合った措置をとる。その措置は、消費者が製品のもたらし得るリスクを認識できるようにするこ

と、並びにこのリスクを回避するために必要な行動がとれるようにすることをその目的としている。その行動には、問題の製品の市場からの回収、その製品から生じるリスクに関する消費者への充分かつ効果的な警告、それ以外の処置がリスクを防止するのに充分でない場合には、最後の手段として、既に供給された製品を消費者から回収することなどが含まれる。

このような措置は、例えば、製品やロットを特定出来るようなマークの添付、市場に出されている製品のサンプルリングの実施、これまでにあったクレームの調査、並びにそのようなモニタリングに関する流通業者への通知などを適宜行うことを含むものとする。

2. 流通業者は、関連の安全義務の遵守が確保されるよう、とりわけ、彼等が既に持っている知識やそのプロフェッショナリズムから判断して安全義務に適合していないとわかっている、あるいは当然わかっているべき品物を販売することのないよう十分な注意を払って活動する。加えて、流通している製品の安全性をモニタリングすること、ことに製品のリスク、安全保持、および製品の製造元をトレースするのに必要な書類の提供などに参加して、生産者や関係当局がリスクの回避のためにとる行動に、各々その活動の範囲内で協力する。
3. 生産者並びに流通業者は、流通した特定の製品が危険であると結論した場合には、加盟国の関係当局に直ちに通報する。とりわけ、消費者に対するリスク防止のためにとられた行動は、関係当局に通知されなければならない。かかる通報に関する特別規定は、アネックスIに記載する。この特別規定は、第15条2項で言及する手続きに従って、欧州委員会が適宜これを改訂するものとする。
4. 生産者並びに流通業者は、消費者に提供

する、あるいは提供した製品から生じるリスク回避のための行動において、関係当局の要請があれば、その活動範囲内でこれに協力する。関係当局は、消費者物資の安全確保に関する問題について、生産者や流通業者と対話を持つための手続きをも含めて、かかる協力の手続きを明確にするものとする。

#### 第IV章

#### 特定遵守事項並びに加盟国の権限

##### 第6条

1. 加盟国は、生産者並びに流通業者が本指令に基づく義務を遵守し、流通する製品が間違いなく安全なものであるよう、計るものとする。
2. 加盟国はとりわけ、安全な製品のみを流通する義務が遵守されているか否かをモニタリングする権限を持った担当機関を設置または指名し、かかる担当機関が本指令のもとで適切な措置をとるのに必要な権限と責任とを持つよう取り計らう。
3. 加盟国は、様々な分野の製品、リスクおよびモニタリング活動の種類などに従って、各々の当該機関が担当する義務、組織並びに権限を明確にする。加盟国はまた、情報交換やコーディネーション、担当機関間の共同作業などに関しても、適切なアレンジを明確にし、かかる定義事項の内容、並びにその後に施される修正のすべてを、欧州委員会に通知するものとする。欧州委員会はかかる情報を他の加盟国に通知する。

##### 第7条

加盟国は、本指令の趣旨にそって採択された国内規定に違反した場合の罰則に関する規則を制定するものとし、これが確実に施行されるよう必要と思われるあらゆる措置をとる。かかる罰則は違反の程度に呼応したもので、効率的でありかつ防止効果のあるものでなけ

ればならない。加盟国は、遅くとも第20条1項に規定した期限までに、欧州委員会にこの罰則規定を通知する。また、これに係るすべての修正変更も直ちに通報する。

## 第8条

1. 本指令、とりわけ第6条の目的達成のため、加盟国の関係当局は必要な権限を所有し、欧州共同体設立条約、とりわけその第29条および30条に従い、リスクの程度に見合った適切な措置実施のため、以下a)からh)の点を視野に入れた行動をとる：

a) 製品が安全とみなされて市場に出された後も、その製品の最終使用段階あるいは消費まで、その製品の安全性が十分なスケールで適宜チェックされるよう取り計らうこと。

b) 関係者に対し、必要な情報のすべてを要求すること。

c) 製品のサンプルを抽出し、その安全チェックを行うこと。

d) 流通する製品に、その安全性が確保されるような条件を課すとともに、その製品がもたらし得るリスクに対する警告を適宜添付するよう要求すること。

e) 特定の製品によってリスクにさらされる可能性のある人々に対しては、最も適切な方法で、リスクに関する事前通知が確実になされているよう取り計らうこと。

f) 特定の製品が危険であるかもしれないとの、信頼がおけて一貫性のある徴候がある場合、様々なチェックや確認、あるいは安全査定を行うのに必要な期間、その製品を販売したり、提供したり、あるいは展示したりすることをすべての関係者に対し暫定的に禁止すること。

g) 危険な製品の流通を禁止し、禁止の遵守を監視するのに必要な附随措置を定めること。

h) 既に流通している危険な製品の即刻全面

引き上げ、そのリスクに関する消費者への警告、並びに既に販売された製品の回収を、手配したり命令したりすること。また、この手配や命令には、本指令に定める義務に従って生産者や流通業者がとる行動が、その目的達成のために不十分あるいは満足できないものである時、必要に応じて適切な条件のもとで問題の製品を破棄するための手配や命令も含まれる。

2. 関係当局はとりわけ、製品のもたらし得るリスクが深刻なもので緊急介入が必要であるとされる場合に、上記1項のd)からh)で言及されている措置の中の適切なものを迅速に適用しうるために必要な権限を持ち、そのために必要な行動をとる。

3. 上記1項並びに2項に従って関係当局がとる対策は、以下の関係者に対し、必要に応じて、通知されるものとする：

a) 生産者

b) その各々の活動の範囲内で、流通業者並びにとりわけ国内市場における流通の最初の段階に携わる業者

c) その製品から生じ得るリスク回避のための行動への協力に関することは、必要に応じて、上記以外の者にも通知する。

## 第9条

1. 効果的な市場モニタリング実施のために加盟国がとるアプローチは、消費者の健康のハイレベルな保護保証を目的とするものとする。このためのアプローチには、作業手続きや情報交換、関係当局間のコーディネーションや共同作業のための手続きも含まれる。

2. 上記1項で言及する目的達成のため、加盟国は、適切で効果的な方法と手続きの施行を確保する。その方法と手続きには、とりわけ以下のような条項が含まれることもあるものとする：

a) 製品あるいはリスクの範疇ごとの個別の

セクター・モニタリング・プログラムの構築、その定期的なアップデート、およびその実践。

- b) 一般に入手可能な製品の安全性に関する科学知識のフォローアップおよびアップデート、並びにモニタリング活動やそれを通じての発見、成果物の定期的報告。
  - c) 管理活動の機能およびその効率性の定期的レビューと評価、並びに必要に応じて、現行のモニタリング・アプローチやそのシステムの見直し。
3. 加盟国は、製品の安全性やモニタリング、コントロール活動などに関し、消費者およびその他関係者が関係当局に対し不服申し立てをすることが出来るよう、また関係当局がこのような不服申し立てを吟味し、適宜これをフォローし、またこれに対し回答するよう、確実に取り計らうものとする。加盟国は、そのための手続きに関する情報提供を、消費者やその他関係者に対し、積極的に行うものとする。

#### 第10条

- 1. 欧州委員会は、加盟国の製品市場モニタリング担当当局が、欧州委員会をも加えた形で、相互間の欧州製品安全ネットワークを構築すること、またかかるネットワーク活動を実践することを奨励する。
- 2. このネットワークは、第1条2項で言及される法規によりカバーされる製品の関連セクターの担当機関と協力関係を結ぶものとする。同ネットワークはまた、とりわけ以下の項目の実施を容易にすることを目的とする：
  - a) リスク評価、危険な製品、テスト方法およびテスト結果、最近の科学上の進歩などに係る情報、並びにコントロール活動関連の情報の交換。
  - b) 共同監視やテスト・プロジェクトのシステム構築とその実践。

- c) 専門家の交流、最良の実践の交換、並びに訓練活動における共同作業。
- d) 危険な製品の追跡、引き上げ並びに回収に係る欧州共同体レベルでのコーディネーション。

#### 第V章

情報交換および緊急な介入を必要とする状況

#### 第11条

- 1. 加盟国が、第8条1項のd)からh)の規定に従い、製品を制限したり、その引き上げを要求したり、あるいは既に消費者の手に渡っている製品を回収したりするような措置をとる場合、第12条あるいはその他関連欧州共同体法規のいずれもがその通知を要求していなくとも、加盟国はその措置の内容とその措置を採択した理由とを明記して、欧州委員会に通知するものとする。問題に対する措置が国内政策であり、またいずれにせよその有効性がその領土内に限られるものであると当該加盟国が考える場合には、委員会に対する通知でその旨を明記する。加盟国はまた、その措置に何らかの修正を行う場合、あるいはこれを撤回する場合にも、委員会にその旨を通知するものとする。

アネックスII第8項で言及するガイドラインは、本条項で規定する通知の内容並びにその基準フォームを明示するものとする。同ガイドラインは、特定の措置が純粋に国内マターであり、本条項の目的とは無縁で、よって通知の必要なしと判断する場合の基準を示すものとする。
- 2. 欧州委員会は、加盟国からの通知を吟味した後、それが欧州共同体法規に適合しないと結論した場合を除き、その通知内容を他の加盟国にも伝達するものとする。欧州共同体法規に適合しないと結論した場合には、その措置を起案した加盟国に対し、直ちにその旨通知するものとする。

## 第12条

1．消費者の健康と安全に対し深刻なリスクがあり迅速な介入が必要との理由で、加盟国が、自主規制としてであれ強制規制としてであれ、特定の製品のその領土内での販売や使用を阻止したり制限したり、あるいはそれに特定の条件を課すような措置や行動をとる場合、あるいはその適用を決定した場合、あるいはそれを勧告する場合、あるいはそれにし生産者や輸入業者、流通業者と合意した場合、その旨を欧州共同体緊急情報システム（RAPEX）を通じて欧州委員会に通知するものとする。また加盟国は、そのような措置または行動に対し何らかの修正を施したりそれを撤回する場合にも、直ちに欧州委員会に通知するものとする。

加盟国がかかる通報を行う時、そのリスクがその領土外に及ぶことがない、または及ぶことはあり得ないと考えるのであれば、アネックスII第8項で言及しているガイドラインの中の関連基準を参照して、その旨通知に記載するものとする。

上記サブパラグラフの規定とは別個に、加盟国は、リスクが深刻なもので迅速な介入が必要とされるような事項に関する情報を有しているのであれば、それがどのようなものでも、その事態に対する措置や行動の適用を決定する前に、欧州委員会にその情報を伝えることができるものとする。

2．欧州委員会がかかる情報を受け次第、それがRAPEX機能適用の必要条件を満たしているか否かチェックし、それを他の加盟国に伝達するものとする。伝達を受けた加盟国は、自国で何らかの措置をとるのであれば、それを直ちに欧州委員会に通知する。

3．RAPEXの詳細な手続きは、アネックスIIにこれを示す。この手続きは、欧州委員会が、第16条2項で言及する手続きに従って、適宜修正するものとする。

4．加盟候補国、域外国、また国際機関に対しては、欧州共同体との合意の枠内で、その合意により明確化されている方法手段に従って、RAPEXへのアクセスを開放することもあり得るものとする。かかる合意はすべて相互協定に基づくものとし、欧州共同体で適用される秘密保持の規定に匹敵する規定を含むものとする。

## 第13条

1．一部の加盟国で、特定の製品が消費者の健康と安全性に対し深刻なリスクをもたらしており、迅速な行動が必要とされていることが欧州委員会にわかった時には、委員会はその加盟国と協議の上、第14条1項に規定する手続きに従い、第8条1項のd)からh)にリストアップされている措置の適用を加盟国に対し要求するとの決定を下すことができる。ただしそれは、以下の場合に限られる：

- a) そのリスクに対するアプローチが加盟国により異なる場合。
- b) 問題の製品がもたらす安全問題の性質上、問題の製品に適用できる欧州共同体法規で規定している通常の手続きでは、問題の緊急性に適したやり方で、そのリスクに対処することが出来ない場合。
- c) 消費者の健康と安全に関する一貫性のあるハイレベルな保護と、域内市場の正常な機能とを確保するためには、適切な措置を欧州共同体のレベルで適用することによってのみ、問題のリスクを効果的に排除出来る場合。

2．上記1項で言及する決定は、その有効期間が1年間を越えないものとする。ただし同様の手続きを経た場合には、さらにあと1年間これを継続できるものとする。

一方、個々に指定された特定の製品やロットに関する決定においては、有効期限は限定しないものとする。

3. 加盟国に対し、第8条1項のf)、g) およびh)で列挙している措置のいずれかをとりよう要求があった場合、その製品の欧州共同体からの輸出は禁止されるものとする。
4. 加盟国は、1項で言及する決定事項の実践に必要なすべての政策を、その決定の中で特に実施期限が規定されていない限り、10日以内に実施するものとする。
5. 上記1項で言及する措置を実施する権限と責任とをもった関係当局は、決定から1ヵ月以内に、関係者が各々の見解を表明できるような機会を設け、その旨を欧州委員会に報告するものとする。

#### 第VI章 委員会手続き

##### 第14条

1. 欧州委員会は、製品の安全性に関する規制専門委員会のサポートを受けるものとする。同専門委員会は、加盟国の代表から成り、欧州委員会の代表者が議長を勤めるものとする。
2. 本条項に言及がある場合には、決定1999/468/ECの第5条に規定する法的手続きが、同決定の第7条3項および第8条に従って適用されるものとする。同決定の第5条6項に規定されている期間は15日間とする。

##### 第15条

1. 欧州委員会は、製品の安全性に関する諮問委員会のサポートを受けるものとする。同諮問委員会は、加盟国の代表から成り、欧州委員会の代表者が議長を勤める。
2. 本条項に言及がある場合には、決定1999/468/ECの第3条に規定される勧告手続きが、同決定の第7条3項および第8条に従って適用される。
3. 製品の安全に係る諮問委員会は、本指令適用に関するあらゆる問題、とりわけその

執行と市場監視活動に関する問題の検討において、欧州委員会をサポートする。

#### 第 章

#### その他の規定並びに最終条項

##### 第16条

1. 製品により生じる健康と安全に対するリスクに係る情報で、加盟国の関係当局または欧州委員会が入手しているものは、原則として一般に公開されるものとする。とりわけ製品の特定、リスクの性格並びにリスクに対する措置に関する情報は、一般人にアクセス出来るようにするものとする。

しかしながら、加盟国並びに欧州委員会は、その職員や従業員に対し、本指令の目的達成のために入手した情報で、その性質上職業上の秘密として扱われることが正当化されるものを、外部に公開しないとの指示が確実にゆきわたるのに必要な措置をとる。ただし製品の安全面に関する情報は、消費者の健康と安全を保護するためにそれを公開することが必要とされるような状況のもとでは、上記の限りではない。

2. 職業上の秘密保護は、関係当局が、市場監視や法規施行に係る活動効果の確保に関する情報を頒布することを妨げるものではない。職業上の秘密扱いとなる情報を受け取った関係当局は、この秘密の保護を厳守するものとする。

##### 第17条

本指令は、指令85/374/EECとは別個に適用されるものとする。

##### 第18条

1. 本指令のもとに適用される措置で、製品を制限したり、市場からの引き上げや消費者からの回収を要求したりするものはすべて、かかる決定がいかなる理由に基づくものであるか、記載しなければならない。か

かる決定は、関係者に対し可及的速やかに通知されるものとし、またその通知は、当該加盟国の現行の規定のもとで実施可能な救済措置や、その適用期限を明示しなければならない。

可能であれば、かかる措置の適用前に、関係者に対しその見解を述べる機会が与えられるものとする。もし、措置の適用が緊急でそのような機会が設けられなかった場合には、その措置が実施に移された後の適当な時期に、そのような機会が設けられるものとする。

製品の市場からの引き上げや消費者からの回収を要求するような措置は、その製品の流通業者、利用者および消費者に対し、かかる措置の実施に貢献するよう呼びかける必要があることを考慮に入れるものとする。

2. 加盟国は、関係当局のとり措のうちの、特定の製品の流通制限、市場からの引き上げ、あるいは消費者からの回収を含むものに関しては、権限を有する司法機関でその措置の是非を争うことが出来ることを確保するものとする。
3. 本指令の効力に基づく決定で、特定の製品の市場からの引き上げ、あるいは消費者からの回収を含む決定は、問題のケースに適用される加盟国刑法に基づく関係者の賠償責任の査定を害することがあってはならない。

## 第19条

1. 第20条1項で言及している日付から数えて3年毎に、欧州委員会は、欧州議会並びに理事会に、本指令施行に関するレポートを提出する。
2. 同レポートは、製品の安全性、市場監査の機能、標準制定作業、RAPEXの機能、並びに第13条に基づいてとられた欧州共同体レベルの措置に関する情報を含むものと

する。この目的のために、欧州委員会は関連問題、とりわけ加盟国で実施されたアプローチ、システム、慣例などに関する問題を、本指令やその他製品の安全性に関する欧州共同体法規の要求事項に照らし合わせ、評価するものとする。加盟国は、欧州委員会が同評価を実施してレポートを作成するために必要なあらゆるサポートと情報とを提供する。

## 第20条

1. 加盟国は、2003年1月1日から本指令遵守に必要な法律、規定並びに行政規制を発効させるものとし、発効後それを直ちに欧州委員会に通知する。  
加盟国がかかる規定を採択する際にその規定の中で、あるいは規定公表の際に、本指令に言及するものとする。この言及をどちらの形で行うかは、各加盟国が決定するものとする。
2. 加盟国は、それが採択する国内法のうち、本指令がカバーする分野に関するものは、その法規定の文面を欧州委員会に通知するものとする。

## 第21条

アネックスⅢに規定される指令92/59/EECの国内法への導入、適用期限に関する加盟国の義務を害することなく、指令92/59/EECは、2003年1月1日をもって廃止される。

廃止される指令へのレファレンスは、本指令へのレファレンスとして解釈されるものとし、アネックスⅣの対照表に従ってこれを解読する。

## 第22条

本指令は、加盟国宛に送付される。

## アネックス I

生産者あるいは流通業者が関係当局に提出する義務のある危険な製品に関する情報についての義務

1. 生産者や流通業者が、データやテスト結果あるいはその他入手可能な情報に基づいて、流通している製品が、第2条b)の定義の範囲内において、場合によっては問題の製品に適用されうる欧州共同体規則に定められている特別な安全規定に照らし、安全ではないと結論された場合には、その情報を提供しなければならない。
2. かかる情報提供が必要とされるのは、個々の危険な製品についてではなく、製品の生産ラインやロットに関する場合である。
3. 提供される情報は少なくとも以下のものを含んでいなければならない：
  - ・問題の製品やロットを正確に特定出来るような具体的な情報
  - ・問題の製品により生じるリスクの詳細な記述
  - ・その製品を追跡するのに役立つすべての入手可能な情報
  - ・消費者に対するリスク防止のためにとられた行動の記述
4. かかる情報は、問題の製品が流通している、あるいはその他の方法で消費者に提供されている加盟国において設置された関係当局に提供されるものとする。

## アネックス II

第13条に規定される欧州共同体緊急情報システム(RAPEX)適用のための手続き並びに第12条と第13条に規定される通知に関するガイドライン

1. 欧州共同体緊急情報システム(RAPEX)は、本指令の第2条a)で定義される消費者の健康や安全に、緊急な

介入を必要とするような深刻なリスクをもたらす製品をカバーする。

指令75/319/EECおよび81/851/EECの適用される医薬品は、RAPEXシステムの適用範囲に含まれない。

2. RAPEXシステムは基本的に、消費者の健康や安全に関し緊急な介入が必要とされるような深刻なリスクが生じた場合の迅速な情報交換を目的とする。緊急な介入が必要であるか否かに関しては、その国の関係当局が各々のケースを判断する。その判断の際には、8項で言及しているガイドライン、すなわち緊急な介入が必要とされるような深刻なリスクを判定するための基準を定義するガイドラインを考慮するものとする。
3. 本指令第12条に従い通知を行う加盟国は、入手可能な詳細情報をすべて提供するものとする。通知は、8項のガイドラインに列挙される情報を提供するものであり、また、少なくとも以下の情報を含むものとする：
  - a) 問題の製品を特定するための情報
  - b) 発生し得る危険についての説明でリスクのレベル評価に関するあらゆるテスト、分析結果の概要、並びにその結論を含むもの
  - c) 何らかの措置や行動がとられた、あるいはとるとの決定がなされたのであれば、その措置や行動の説明並びにその適用期間
  - d) 問題の製品の供給チェーン並びに流通に関する情報

かかる情報は、特別な通知基準フォームを使用し、また8項で言及するガイドラインの規定に従った方法で伝達されなければならない。

第11条および第12条に従い通知される措置が、化学物質あるいはその調剤の流通や使用を制限する場合には、加盟国は可及的速やかに、問題の物質あるいは調剤についての関連データ、既知の入手可能な代用品についての関連データのサマリー、あるいは

はレファレンスを提供する。加盟国はまた、措置が消費者の健康や安全に与えると思われる効果についても、実施済のリスク評価の結果を添えてその情報を伝達するものとする。その際のリスク評価は、現存の物質に関しては規則739/93/EECの第10条4項、新規の物質に関しては指令67/458/EECの第3条2項に規定される、化学物質のリスク評価に関する一般原則に従って行われるものとする。8項で言及しているガイドラインは、本件に関し必要とされている情報の詳細並びにその手続きを明確にするものである。

4. 加盟国が、第12条1項第3パラグラフに従い、欧州委員会に対し深刻なリスクに関する通知を行った場合、当該加盟国は措置を採択する前に、通知した情報を再確認する、あるいは修正するか否かを45日以内に欧州委員会に知らせなければならない。
5. 欧州委員会は出来る限り短期間に、この迅速な情報システムを通じて、受領した情報が本指令の規定に適合するか否かを確認する。欧州委員会が必要であると判断する、またそれが製品の安全性評価を目的とするのであれば、同委員会は自らのイニシアティブで調査を実施することが出来る。調査が行なわれる場合、加盟国は欧州委員会に、要求された情報を可能な限り提供しなければならない。
6. 欧州委員会からの通知を受けた加盟国は、遅くとも8項のガイドラインに規定されている期間に、以下のことを欧州委員会に通知する：
  - a) 製品が自国領土内で流通しているか否か、同様の措置や行動を適用しているかあるいは適用することを決定したか否か、またはその国独自の環境によりふさわしく修正された措置や行動を適用しているかあるいは適用することを決定したか否か、また、そ

の国独自の環境のもとでは問題の製品に対して何らかの措置や行動をとる必要はないと考えるか否か、考える場合にはその理由。

- b) リスクのレベルを評価するために実施されたテストや分析の結果をも含めて、問題となっている危険に関し自分たちが入手した補足情報。
- c) 問題となっている措置や行動に賛成しない場合には、その理由の説明。
- d) 今後のフォローアップは必要ではないと考える場合には、その理由の説明。
- e) その国独自の環境のもとでは、問題の製品に対し措置や行動をとる必要はないとする場合には、その理由。

リスクがその国の領土外に広がることはないと考えられる場合のリスク通報をいかに行うかは、8項のガイドラインで定義する。

7. 加盟国が、問題となっている措置や行動に何らかの修正を施す場合、あるいはそれを撤回する場合には、直ちに欧州委員会にその旨通知するものとする。
8. 欧州委員会と加盟国との間での情報交換システムの運営に関するガイドラインは、欧州委員会がこれを準備し、定期的にアップデートするものとする。第15条1項に規定される諮問委員会がこれをサポートする。
9. 欧州委員会は、緊急な介入が必要となるようなリスクをもたらす製品で、欧州共同体や欧州経済領域に輸入される、あるいはそこから輸出されるものに関し、加盟国のコンタクト・ポイントに情報を提供することが出来る。
10. 提供される情報の正確さに係る道義的責任とその賠償責任は、通知を行う加盟国にある。
11. 欧州委員会は、本システムが正常に機能するよう留意する。

アネックスⅢ

廃止される指令、並びに国内法への導入期限

廃止された指令（第21条で言及）：理事会指

令92 / 59 / EEC。

国内法への導入期限（第21条で言及）：1994年6月29日

アネックスⅣ

対照表

本指令	指令92 / 59 / EEC
1	1
2	2
3	4
4	-
5	3
6	5
7	5 第2パラグラフ
8	6
9	-
10	-
11	7
12	8
13	9

本指令	指令92 / 59 / EEC
14および15	10
16	12
17	13
18	14
19	15
20	17
21	18
22	19
アネックスⅠ	-
アネックスⅡ	アネックス
アネックスⅢ	-
アネックスⅣ	-